

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）
環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

所属（課等）		総務課
連絡先（内線・外線）		3212
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月13日
	下半期提出日	令和6年4月19日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等に対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等		遵守事項	
該当活動，設備等		規模，能力等	
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条		R3N-VAN1台	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実施日	
名	訓練内容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している
【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している
【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している
【環境目標 4】
4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle : 再生利用する, Refuse : 不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している
【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している
【環境目標 6】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する 【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値
年間の電子決裁数を入力 → 371 【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 → 790 47.0% 徹底されている

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値＝市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	9	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 90.0% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	10	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓ 作成なし
----------------	---	--

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
窓口に「鈴鹿エコモーション6」の看板を設置し、市民への周知を行う。また、総務課発信のメールの署名欄を活用して環境保全に関するメッセージを外部に発信する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
窓口に「鈴鹿エコモーション6」の看板を設置し、市民への周知を行うことができた。また、総務課発信のメールの署名欄を活用して環境保全に関するメッセージを外部に発信することができた。今後も継続していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
循環型社会の構築		4R活動の推進		ごみ減量化の推進	
実施施策	庁内ペーパーレス化の推進	実施施策 詳細	電子決裁の普及促進及び運用支援	担当G	文書・情報公開G
年間計画（P） （当初入力）	年度当初に昨年度の利用率と普及促進を電子掲示板に掲載し、電子決裁として利用するべき具体的な例を示して操作方法詳細等についても電子掲示板に掲載し、啓発指導していく。				
実施結果（D） （3月入力）	7月に全庁の電子決裁利用件数及び利用率を電子掲示板に掲載することによって各課に対して更なる利用を促した。				
評価（C） （3月入力）	令和3年度の電子決裁利用率22.9%に対して、令和4年度は23.7%と上昇した。				
改善（A） （3月入力）	文書研修等発信できる機会を利用し、電子決裁に適した文書の例等を示しながら電子決裁の利用を促していく。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）
環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

所属（課等）		総務部人事課
連絡先（内線・外線）		3223
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月3日
	上半期提出日	令和5年10月11日
	下半期提出日	令和6年5月15日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】		
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯		
【R5年度】	環境目標 1 に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 2】		
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る		
【R5年度】	環境目標2に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 3】		
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する		
【R5年度】	環境目標3に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 4】		
4 R 活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle : 再生利用する, Refuse : 不要な物は、いりませんと断る		
【R5年度】	環境目標4に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 5】		
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用		
【R5年度】	環境目標5に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 6】			
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する 【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値			
	年間の電子決裁数を入力 →	411	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 17.7% もう少し努力できる
	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	2323	

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	19	【R5年度】 環境目標 7 に対する所属の結果 86.4% 徹底されている
	R5年度に購入した件数→	22	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】		
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】 環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
部局単位での職員駐車場の清掃を実施する。部局長等の指示により、各部局等の主管課等で年間を通じた作業計画を立て、部局等内で分担して実施する。就業前、昼休み、就業後などの勤務時間外にボランティアとして職員が作業を行う。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
各部局で分担し、計画通り実施できた。次年度以降も継続していく予定である。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】				
基本目標	基本方針		施策	
生活環境の保全と創造	快適な生活環境の創造		道路交通対策	
実施施策	ノーカーデーの実施	実施施策 詳細	本庁勤務職員を対象に市民会館行事により、職員駐車場が使用できない場合にノーカーデーの実施を促進する。	担当G 人事研修G
年間計画（P） （当初入力）	市民会館行事により職員駐車場が使用できない場合に、ノーカーデーの実施を促進する。事務負担軽減のため、各所属からの結果報告は求めない。			
実施結果（D） （3月入力）	予定通りに実施することができた。			
評価（C） （3月入力）	適正に徹底されている。			
改善（A） （3月入力）	内部環境と重複する部分がある。			
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている		次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）	①事業の継続

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
該当なし	該当なし	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）
環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

所属（課等）		管財課
連絡先（内線・外線）		3247
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月16日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月19日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- 勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	警備業務委託業者（太平美装興業株式会社）， 清掃業務委託業者（株式会社鈴鹿ビルクリーナー）， 設備業務委託業者（太平美装興業株式会社）

- 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- 原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- 指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） 第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷パッケージ型空気調和機 （業務用空調機器 第一種特定製品）	29台 （本庁舎）パッケージ型空調機（東芝マルチキャリアシステムズ製）使用 冷媒：R401A／R407C	
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日
6月30日		9月30日		12月28日
		1月～3月 点検実施日		
3月29日				
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。				
4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月
				○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上				5台（7.5～10.7kw） 3年に1回以上
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力				定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量				実施した
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択				充填なし
遵守		変更点		

2				
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） 第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空気熱源ヒートポンプ （業務用空調機器 第一種特定製品）	2台 （本庁舎）三菱電機㈱CAH-P4750E／冷房能力1,616,400kJ／ 法定冷凍能力 48.08トン／冷媒R407C	
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日
6月30日		9月30日		12月28日
		1月～3月 点検実施日		
3月29日				
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。				
4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月
				○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上				2台（478.4kw） 1年に1回以上
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力				定期点検 （今年度の実施有無）
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量				実施した
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択				充填なし
遵守		変更点		

3							
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等				
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷HPIパッケージエアコン・空冷HPIエアコン（業務用空調機器 第一種特定製品）	28台（西館11台 空冷ヒートポンプパッケージマルチエアコン／別館第317台 空冷パッケージエアコン				
	上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）						
	4月～6月 点検実施日						
	6月30日						
	9月30日						
下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）							
10月～12月 点検実施日							
12月28日							
3月29日							
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力						充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点				

4				
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等	
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	（本庁舎）パッケージ型空調機（東芝マルチキャリアシステムズ製）室内機 56台／室外機 22台 使用冷媒：R401A／R407C	
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			
遵守		変更点		

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの）に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	（西館）空冷ヒートポンプパッケージマルチエアコン（ダイキン製）室内機 51台／室外機 6台 使用冷媒：HFC407C／空冷パッケージエアコン（ダイキン製）床置ダクト吹型1台・天井埋込カセット型（4方向）1台 使用冷媒：HFC407C
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 第5条・8条	【5条】自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 【8条】自動車の所有者は、当該自動車 が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	＜28台集中管理・管財所管＞ （アクティ9台/H18・H19・H24×2・H27×3・H29×2）（N-VAN1台/R2）（ライフ4台/H18×2・H24×2）（N-WGN5台/H26・H27・H28・H29・H30）（N-BOX/R2）（パジェロミニ2台/H20×2）（ステップワゴン/H26・R2）（フィット/H23）（アクティトラック/H30）（ボンゴトラック/R2）（リエッセ/H17）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条	事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。	使用済ポリ塩化ビフェニル使用安定器（コンデンサ）【有資格者：池田 慎也／資格取得日：R4.5.20】	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2 第2項（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）	事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない （特別管理産業廃棄物保管基準（抜粋））①周囲に囲いが設けられていること。②見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。(2)次に掲げる事項を表示したものであること。(イ) 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨 （ロ）保管する特別管理産業廃棄物の種類（ハ）保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先③保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。④保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。⑤特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。⑥容器に入れ密封すること。（腐食を防止するために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置を講ずること。）	使用済ポリ塩化ビフェニル使用安定器（コンデンサ）【有資格者：池田 慎也／資格取得日：R4.5.20】	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2 第8項（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）	その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。	使用済ポリ塩化ビフェニル使用安定器（コンデンサ）【有資格者：池田 慎也／資格取得日：R4.5.20】	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例第15条	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	市庁舎周辺駐車場 立体駐車場 236台 ／庁舎東駐車場 42台／ 市民会館西駐車場 45台／
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	ガス焚吸収冷温水発生機（都市ガス） 【H17/6/14 ボイラー設置届出書を消防長に提出（廃止する場合は予防課へ連絡）】	（本庁舎）2台／（伝熱面積）17.8㎡ ／（バーナー燃焼能力）32.2kW/h
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
大気汚染防止法第6条	ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ○事業場の名称及び所在地○ばい煙発生施設の種類○ばい煙発生施設の構造○ばい煙発生施設の使用の方法○ばい煙の処理の方法／前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質（特定有害物質を除く。）の量及びばい煙の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない	ガス焚吸収冷温水発生機（都市ガス）【H17/4/5 ばい煙発生施設設置届出書提出】	（本庁舎）2台／（伝熱面積）17.8㎡／（バーナー燃焼能力）32.2㏖／h／（排出ガス量）51.5Nm ³ /h
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
大気汚染防止法第 1 1 条	届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ○事業場の名称及び所在地○ばい煙発生施設の種類○ばい煙発生施設の構造○ばい煙発生施設の使用の方法○ばい煙の処理の方法）若しくは第二号（添付書類に記載したばい煙量やばい煙濃度の量等）に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない	ガス焚吸収冷温水発生機（都市ガス）	本庁舎）2台／（伝熱面積）17.8㎡／（バーナー燃焼能力）32.2㏖／h／（排出ガス量）51.5Nm ³ /h
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
大気汚染防止法第 1 3 条，第 1 6 条	（第 1 3 条）ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。 （第 1 6 条）ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。	ガス焚吸収冷温水発生機（都市ガス）	（本庁舎）2台／（伝熱面積）17.8㎡／（バーナー燃焼能力）32.2㏖／h／（排出ガス量）51.5Nm ³ /h
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
騒音規制法第5条	指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない 【特定施設】（騒音） 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7．5kw以上のもの）	送風機	（本庁舎）1 1 台（AC－0 2 1 他（シロッコファン）6台／SMF－0 3 他（遠心式排煙ファン）5台）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
騒音規制法第6条	指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名○工場又は事業場の名称及び所在地○特定施設の種類の数○騒音の防止の方法○その他環境省令で定める事項）を市町村長に届け出なければならない／前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない 【特定施設】（騒音） 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7．5kw以上のもの）	送風機【H17/7/14 特定施設設置届出書を鈴鹿市長に提出】	（本庁舎）1 1 台（AC－0 2 1 他（シロッコファン）6台／SMF－0 3 他（遠心式排煙ファン）5台）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

18			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
騒音規制法第8条，第10条	第8条 第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項（○特定施設の種類の数○騒音の防止の方法）の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日 の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項（○特定施設の種類の数）の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号（○騒音の防止の方法）に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない 第10条 第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名○工場又は事業場の名称及び所在地）に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない 【特定施設】（騒音） 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの）	送風機	（本庁舎）11台（AC-021他（シロッコファン）6台／SMF-03他（遠心式排煙ファン）5台）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

19			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
高圧ガス保安法第5条	次の各号（省略）の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない／次の各号（省略）の一に該当する者は、事業所ごとに、当該各号に定める日の二十日前までに、製造をする高圧ガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。※本市の場合：冷凍機器におけるフルオロカーボン製造に係る許可又は届出が該当（冷凍能力50トン以上：許可 冷凍能力20トン以上50トン未満：届出）	空冷ヒートポンプチラー【H17/12/16 高圧ガス製造届出書提出】	（本庁舎）三菱電機㈱CAH-P4750E 2台／冷房能力1,616,400kJ／法定冷凍能力 48.08トン／冷媒R407C
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

20			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない 【指定施設】（騒音） 空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの）／冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000kJ以上のもの）	空冷ヒートポンプチラー 2台／パッケージエアコン 2台／マルチシステムエアコン 1台／超低騒音冷却塔 1台	（本庁舎）空冷ヒートポンプチラー（三菱電機㈱CAH-P4750E） 1,616,400kJ／冷房機（パッケージエアコン） 144,000kJ／冷房機（マルチシステムエアコン） 120,600kJ／超低騒音冷却塔 4,435,200kJ
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

21			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする	下水道排水設備【①H9/3/19公共下水道使用開始届②H17/9/28開始届（本館）を鈴鹿市長に提出】	本庁舎，西館，附属施設
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

22			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法第14条の2	特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない／貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない 【特定施設】（水質汚濁） し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。） 【指定地域特定施設】 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以上五百人以下のし尿浄化槽 【貯油施設等】 重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設／重油、灯油、軽油等を含む水を処理する油水分離施設	地下タンク貯蔵所／燃料小出槽	（本庁舎）灯油／地下タンク 30,000L／小出槽 950L
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

23			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条	特定建築物所有者等は、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない	庁舎（本館）	延べ床面積 26,997.38㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

24			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者（消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所 当該市町村長）の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所／燃料小出槽	（本庁舎）灯油／地下タンク 30,000L／小出槽 950L
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

25			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所／燃料小出槽	（本庁舎）灯油／地下タンク 30,000L／小出槽 950L
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

26			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 ※平成16年4月1日から漏洩点検の基準変更 新設又は既設の製造所等 ⇒完成検査を受けた日から15年を超えないもの ⇒交付を受けた日(平成17年8月2日)及び前回の点検から3年以内 第2石油類(灯油、軽油等) 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所／燃料小出槽	(本庁舎) 灯油／地下タンク 30,000L／小出槽 950L
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

27			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、当該製造所等において、次に掲げる事項(○設置者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)○危険物の貯蔵又は取扱いの方法○製造所等の着工又は完成期日を3月以上遅延すること)を変更するときは、危険物製造所等変更届出書(第5号様式)により市長に届け出なければならない。 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類(灯油、軽油等) 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所／燃料小出槽	(本庁舎) 灯油／地下タンク 30,000L／小出槽 950L
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

28			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
危険物の規制に関する政令第13条第5項	地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする／ (第5項) 地下タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に地下タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類(灯油、軽油等) 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所／燃料小出槽 【本館北通用口西側に提示板設置】	(本庁舎) 灯油／地下タンク 30,000L／小出槽 950L
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

29			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 ○第2石油類(灯油、軽油等) 非水溶性液体 1,000L ○第3石油類(重油等) 非水溶性液体 2,000L	地下タンク貯蔵所／燃料小出槽 【H17/7/26 少量危険物又は取扱い届出書を消防長に提出】	(本庁舎) 灯油／地下タンク 30,000L／小出槽 950L
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

30			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置【H17/11/7 発電設備設置届出書を消防長に提出（廃止する場合は予防課へ連絡）】	施設名等（市役所本庁舎地下1Fヤマ-AT1200S×800Kw）発電出力（591.8KvA）／発電方式（ガスタービン1軸式）／使用燃料（灯油）／全出力（4300KW）／定格容量（54AH）／貯蔵量（30950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

31			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第17条の3の3	防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない 6ヶ月毎の機器点検／1年毎の総合点検	非常用自家発電装置	施設名等（市役所本庁舎地下1Fヤマ-AT1200S×800Kw）発電出力（591.8KvA）／発電方式（ガスタービン1軸式）／使用燃料（灯油）／全出力（4300KW）／定格容量（54AH）／貯蔵量（30950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

32			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県水道事務取扱要領第24条	簡易専用水道を設置したときは、簡易専用水道設置報告書（第27号様式）により報告するものとする。 2 前項の報告書記載事項等に変更が生じたときは、簡易専用水道変更報告書（第28号様式）により報告するものとする。 【簡易専用水道】水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10㎡を超える施設	簡易専用水道 （本館）【H17/12/12 簡易専用水道設置報告書】 （西館）【H20/7/8 専用水道（簡易専用水道）廃止報告書提出】	（本館）受水槽 31㎡／高架水槽 7㎡ （西館）受水槽 16㎡／副受水槽 1㎡／高架水槽 5㎡ 【H20/2/1廃止（3㎡の受水槽付自動給水装置を新規設置）】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

33			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水道法第34条の2	簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。 （規則第56条）検査は、一年以内ごとに一回とする。／2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 【簡易専用水道】水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10㎡を超える施設	簡易専用水道	（本館）受水槽 31㎡／高架水槽 7㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

34			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条	特定建築物の所有者は、当該特定建築物が使用されるに至ったときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない／特定建築物所有者等は、届出事項に変更があったとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から一箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない 【特定建築物】 次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ床面積が3,000㎡以上の建築物 ○店舗又は事務所 【建築物環境衛生管理基準】 ○空気環境の測定結果は、測定基準におおむね適合すること（空気環境の測定基準は別表3を参照）／給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は百万分の0.1以上に保持する／○水質検査の結果は、水質基準に適合すること（水質基準は別表3を参照）	本庁舎建物【H18/2/24特定建築物使用届出書を三重県知事に提出】 【H21/4/1特定建築物変更届出書を三重県知事に提出】	延べ床面積 27078.65㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

35			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2	（前後略）第3項 次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める事項について、二月以内ごとに一回、定期に、測定すること。 イ 空気調和設備を設けている場合 令第二条 イの表の第一号から第六号までの上欄に掲げる事項 ロ 機械換気設備を設けている場合 令第二条 イの表の第一号から第三号まで及び第六号の上欄に掲げる事項	本庁舎建物	延べ床面積 27078.65㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

36			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の18第2項	（前後略）第2項 冷却塔及び冷却水について、当該冷却塔の使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃及び換水等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間においては、この限りでない。	本庁舎建物	延べ床面積 27078.65㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

37			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の18第4項	（前後略）第4項 空気調和設備内に設けられた排水受けについて、当該排水受けの使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期に、その汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間においては、この限りでない。	本庁舎建物	延べ床面積 27078.65㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

38			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の18第5項	（前後略）第5項 冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を、それぞれ一年以内ごとに一回、定期に、行うこと	本庁舎建物	延べ床面積 27078.65㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

39			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第3項	(前後略)第3項 水道法第三条第二項 に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項 に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。 イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期的に、行うこと。 ロ 水質基準省令 の表中九の項、二十一の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと	本庁舎建物	延べ床面積 27078.65㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

40			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第7項	(前後略)第7項 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと	本庁舎建物	延べ床面積 27078.65㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

41			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の5第1項	第1項 令第二条第三号 イに規定する掃除は、日常行うもののほか、大掃除を、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に行うものとする。（以下略）	本庁舎建物	延べ床面積 27078.65㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

42			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の5第2項	第2項 令第二条第三号 ロに規定するねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除は、次の各号の定めるところによる。 一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること（以下略）	本庁舎建物	延べ床面積 27078.65㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

43			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第20条	特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかななければならない。 一 空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びにねずみ等の防除の状況（これらの措置に関する測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。）を記載した帳簿書類 二 当該特定建築物の平面図及び断面図並びに当該特定建築物の維持管理に関する設備の配置及び系統を明らかにした図面 三 その他当該特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類 2 前項第一号及び第三号の帳簿書類は、五年間保存しなければならない	本庁舎建物	延べ床面積 27078.65㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

44			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条	特定建築物所有者等は、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない	本庁舎建物【建築物環境衛生管理技術者 太平美装興業(株) 飯田 昌芳】	延べ床面積 27078.65㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

45			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者（消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所 当該市町村長）の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所／燃料小出槽	（西館）灯油／地下タンク 3,000L
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

46			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条、第29条	（第25条）届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号（○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式○その他規則で定める事項）までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない／（第29条）届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地）に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない 【指定施設】（騒音） 空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの）／ 冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの）	冷温水発生機【（灯油）（休止設備）1台／空気調和器（休止設備）1台／冷却塔（休止設備）1台】	（西館）冷温水発生機1台／（伝熱面積）8.23㎡／（バーナー燃焼能力）39.3kW/h／（冷房能力）1,255,815KJ／空気調和器1台／1,138,606KJ／冷却塔1台／2,302,328KJ
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	11月30日		
実施人数	実施日	3月11日	
6名	訓練内容	本館地下1階発電機室内の燃料小出槽の配管が破損し、灯油漏れが生じた場合の対応訓練	
	実施時の写真撮影有無	○	

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】		
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯		
【R5年度】	環境目標1に対する所属の結果	↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している		

【環境目標 2】		
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る		
【R5年度】	環境目標2に対する所属の結果	↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している		

【環境目標 3】		
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する		
【R5年度】	環境目標3に対する所属の結果	↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している		

【環境目標 4】		
4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底		
※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle : 再生利用する, Refuse : 不要な物は、いりませんと断る		
【R5年度】	環境目標4に対する所属の結果	↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している		

【環境目標 5】		
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用		
【R5年度】	環境目標5に対する所属の結果	↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している		

【環境目標 6】			
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する			
【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値			
	年間の電子決裁数を入力→	341	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 21.4% もう少し努力できる
	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	1592	

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。			
※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）			
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	22	【R5年度】 環境目標7に対する所属の結果 81.5% 徹底されている
	R5年度に購入した件数→	27	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】		
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】 環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
環境問題に対する関心を高めるため、環境に関する啓発等のポスターを掲示する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
ポスターの掲示により、環境問題への意識を高めるようにした。翌年度も継続して実施していくようにする。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		大気環境の保全	
実施施策	公用車におけるディーゼル車の利用の抑制	実施施策 詳細	自動車NOx・PM法の排出基準を満たしていないディーゼル車の更新	担当G	管理G
年間計画（P） （当初入力）	該当車両は、1台（マイクロバス）のため、新規に導入はせずに現状維持とする。				
実施結果（D） （3月入力）	該当車両は、1台（マイクロバス）のため、新規に導入はせずに現状維持とする。				
評価（C） （3月入力）	該当車両は、1台（マイクロバス）のため、新規に導入はせずに現状維持とする。				
改善（A） （3月入力）	現時点での更新は想定していない				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	②目標の達成及び、実現のための施策を前進させたとはいえないが、点検結果においては的確に行われており、継続的な改善につながると思われる			次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）	①事業の継続

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	①実施済	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）
環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

所属（課等）		契約検査課
連絡先（内線・外線）		3272
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月7日
	上半期提出日	令和5年10月19日
	下半期提出日	令和6年4月11日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 第10条	第1項 市町村は，毎年度，物品等の調達に関し当該市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努める。 第2項 前項の方針は，市町村にあっては当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じて，当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定める。この場合において，特定調達品目に該当する物品等については調達を推進する環境物品等として定めるよう努める 第3項 市町村は，第一項の方針を作成したときは当該方針に基づき，当該年度における物品等の調達を行うものとする	物品等の調達	鈴鹿市グリーン購入指針
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数		実施日
	名	訓練内容
		実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 4】
4 R 活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 6】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する 【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	355	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 19.8% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	1793	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値＝市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	7	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 87.5% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	8	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓ 作成なし
----------------	---	--

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
Docuworksの利用や本年度よりオープンカウンターを開始したことによるペーパーレス化の推進
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
DocuWorks導入後のFAX受信分はすべて電子媒体で保存する取扱いに変更 その他、会議等の資料の電子化を推進していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
循環型社会の構築		4 R活動の推進		リサイクルの推進	
実施施策	グリーン購入の推進	実施施策 詳細	単価契約物品の見直し 印刷物の見積り	担当G	契約G
年間計画（P） （当初入力）	（4月～8月）利用内容の精査 （9月～1月）実施運用 （2月～3月）年度作業の確認				
実施結果（D） （3月入力）	単価契約物品の見直しの際に、エコマークなどの環境ラベルが付いた環境配慮型製品を可能な限り取り入れている。				
評価（C） （3月入力）	庁内LANを通じて全庁へ鈴鹿市グリーン購入指針を周知し、意識の定着を図ることができた。				
改善（A） （3月入力）	次年度も継続して推進する。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている		次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）
環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

所属（課等）		納税課
連絡先（内線・外線）		3148
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月4日
	上半期提出日	令和5年10月19日
	下半期提出日	令和6年4月4日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
	該当なし		
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】		
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯		
【R5年度】	環境目標 1 に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 2】		
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る		
【R5年度】	環境目標2に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 3】		
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する		
【R5年度】	環境目標3に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 4】		
4 R 活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底		
※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle : 再生利用する, Refuse : 不要な物は、いりませんと断る		
【R5年度】	環境目標4に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 5】		
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用		
【R5年度】	環境目標5に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 6】			
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する			
【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値			
	年間の電子決裁数を入力 →	150	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 3.1% もう少し努力できる
	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	4818	

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。			
※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）			
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	11	【R5年度】 環境目標 7 に対する所属の結果 100.0% 徹底されている
	R5年度に購入した件数→	11	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】		
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】 環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
作成なし		

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
夜間及び休日窓口開設に関して、使用するPC及びプリンタを窓口側に限定し、来庁者への対応を迅速にするとともに、電気使用量を節減していることを来庁者にPRする。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
窓口への来庁者が多い職場であり、実施を周知できたものとする。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）	該当なし				
実施結果（D） （3月入力）					
評価（C） （3月入力）					
改善（A） （3月入力）					
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
該当なし	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）
環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

所属（課等）		市民税課
連絡先（内線・外線）		内線 3168
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月8日
	上半期提出日	令和5年10月11日
	下半期提出日	令和6年4月18日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
該当なし			
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・**該当所属のみ入力**
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- ・**訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。**

実施予定日			
実施人数	実施日		
名	訓練内容		
	実施時の写真撮影有無		

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】		
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯		
【R5年度】	環境目標 1 に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 2】		
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る		
【R5年度】	環境目標2に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 3】		
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する		
【R5年度】	環境目標3に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 4】		
4 R 活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle : 再生利用する, Refuse : 不要な物は、いりませんと断る		
【R5年度】	環境目標4に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 5】		
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用		
【R5年度】	環境目標5に対する所属の結果	↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している		

【環境目標 6】			
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する 【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値			
	年間の電子決裁数を入力 →	433	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 21.8% もう少し努力できる
	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	1989	

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	12	【R5年度】 環境目標 7 に対する所属の結果 66.7% 徹底されている
	R5年度に購入した件数→	18	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】		
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】 環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
課で作成する市県民税納税通知書用封筒，市県民税・法人市民税用窓あき封筒，軽自動車税用封筒等に環境啓発文を掲載する。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
本年度の目標については，徹底して出来た。今後も外部に向けて発信するため継続していきたい。	

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）	該当なし				
実施結果（D） （3月入力）					
評価（C） （3月入力）					
改善（A） （3月入力）					
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）				次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
該当なし	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）
環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

所属（課等）		資産税課
連絡先（内線・外線）		3188
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月26日
	下半期提出日	令和6年4月19日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	リフレッシュルーム1台（R600a）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車なるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	2台（9458, 9459）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実 施 日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 4】
4 R活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 6】			
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する			
【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 ＝ 市の電子決裁平均値			
年間の電子決裁数を入力 →	324	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 30.5% 徹底されている	
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	1063		

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。			
※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）			
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ＝ 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	10	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 90.9% 徹底されている
	R5年度に購入した件数→	11	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】		
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
作成なし		

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
環境への市民の関心を高めるため、償却資産申告書封筒、納税通知書封筒の空きスペースに環境啓発文を記載する	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
封筒の空きスペースに環境啓発文を記載し、環境への市民の関心を高めることができた。次年度も続けていきたい。	

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）	該当なし				
実施結果（D） （3月入力）					
評価（C） （3月入力）					
改善（A） （3月入力）					
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）				次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。